

「職場のハラスメント対策等説明会」を開催します！

令和元年6月5日に労働施策総合推進法等の改正法が公布され、公布後1年（中小企業は3年）以内の政令で定める日からパワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます。また、女性の活躍に関する情報公表が変わり、令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されます。

令和2年4月にはパートタイム・有期雇用労働法が施行（中小企業への適用は令和3年4月）され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。

それぞれの改正法について、理解を深めていただくため、下記のとおり説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

○開催日時・場所

	日時	定員	会場	
庄内	令和2年2月13日(木) 13:15~16:00	200名	いろり火の里 なの花ホール	東田川郡三川町大字横山字堤172-1 TEL0235(66)4833
山形	令和2年2月18日(火) 13:15~16:00	396名	山形ビッグウイング 大会議室	山形市平久保100 TEL023(635)3100
置賜	令和2年2月27日(木) 13:15~16:00	120名	伝国の杜 大会議室	米沢市丸の内一丁目2-1 TEL0238(26)8000

※山形働き方改革推進支援センターによる個別相談コーナー（開設時間 15:00~16:00）
質問コーナー（開設時間 15:30~16:00）

○内容

- ・職場に求められるパワーハラスメント対策等について
- ・女性活躍推進法の改正について
- ・パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について
- ・その他法改正について

貴社のパワーハラスメント対策や女性活躍推進法に基づく行動計画策定について、お早めに準備なされることをお勧めします

参加料無料
です

○対象者

事業主、企業の人事労務担当者

○お申し込み先、お問い合わせ先

山形労働局雇用環境・均等室まで、下記申込書によりお申し込みください。

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 (TEL 023(624)8228 / FAX 023(624)8246)

職場のハラスメント対策等説明会参加申込書

日時・会場	庄内 (2/13)・山形 (2/18)・置賜 (2/27) (参加会場を○で囲んでください)		
事業所名			
連絡先 (電話)			
出席者	所属・役職		氏名
	所属・役職		氏名

※ご記入いただいた情報は、上記目的以外に使用することはありません。
※お申し込みは、定員になり次第、締め切らせていただきます。

山形労働局雇用環境・均等室行き FAX 023-624-8246